

「誰か」のことじゃない。



知っていますか？
【人権週間】

12月10日は、
国際連合が
世界人権宣言を
採択した
「人権デー」です。

この宣言は世界の平和と人類の幸福を願って、誰でも人間としての尊厳と価値が認められ、当然にもっている基本的権利を互いに尊重しなければならないことを表明したものです。

日本では世界人権宣言採択の翌年の1949年（昭和24年）法務省と全国人権擁護委員連合会が、12月4日～10日までの一週間を「人権週間」と定め、人権意識の高揚に努めています。

常設相談室「人権相談」 電話／面談

●相談会場

神戸地方法務局 西宮支局（西宮市浜町7-35）

●法務局の職員による相談日時

月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分

●人権擁護委員による相談日時

毎週水曜日 午前9時から午後4時

●電話番号

0798-26-0061

（神戸地方法務局西宮支局総務課）

法務省の
人権相談
ダイヤル

- みんなの人権110番
0570-003-110
- こどもの人権110番
0120-007-110

特設相談室「人権困りごと相談」 面談

●相談会場

西宮市役所1F
市民相談課（西宮市六湛寺町10-3）

●曜日と時間

毎月第1・第3木曜日
午後1時から4時（受付は3時半まで）

●電話番号

0798-35-3320

（西宮市人権平和推進課）

- 女性の人権ホットライン
0570-070-810
- 外国語人権相談ダイヤル
0570-090-911

相談無料
秘密厳守

第75回 **人権週間** 12月4日～10日

12月10日は
世界人権デーです。

西宮市・西宮市教育委員会・西宮人権擁護委員協議会

